

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長、飯塚市議会議長及び飯塚市農業委員会会長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 23 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 措置を講じた部署

議会事務局、農業委員会、
穂波支所経済建設課、筑穂支所市民窓口課、庄内支所経済建設課
穎田支所市民窓口課、穎田支所経済建設課

2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

議会事務局【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 文書管理について</p> <p>飯塚市文書管理規程第5条によれば、「文書管理事務の処理は、原則として、文書管理システムによって行うものとする。」とされ、第12条においては、「文書管理システムによる收受文書の登録又は発意起案の登録に際して自動付番される文書整理番号を付さなければならない。」旨の規定がされている。</p> <p>しかしながら、議場内音響設備管理端末修繕関係書類において、文書管理システムによる事務処理が行われておらず、修繕完了（完成）届及び修繕業務完成（完了）検査報告書の文書整理番号が付番されていなかった。</p> <p>今後は、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>5月25日に文書管理システムによる事務処理を行い、修繕完了（完成）届及び修繕業務完成（完了）検査報告書に文書整理番号を付番した。</p>
<p>2 決裁について</p> <p>令和3年度支出負担行為兼支出命令書の以下2件について、令和2年度に配属されていた次長が決裁を行っていた。</p> <p>至急決裁を取り直すとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。</p> <p>① 議会交際費 支出命令番号：26 起案日及び命令日：令和3年4月1日 支出命令額：200,000円</p> <p>② 駐車場使用料 支出命令番号：27 起案日及び命令日：令和3年4月1日 支出命令額：5,000円</p>	<p>5月25日に令和3年度配属の次長による決裁の取り直しを行った。</p>

農業委員会【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 書籍の購入について</p> <p>「農地の継承・相続相談対応マニュアル」を需用費（消耗品費）で購入していた。</p> <p>しかしながら、追録及び年度版の図書等には該当しないため、備品購入費（図書費）として支出すべきと思料する。</p> <p>購入物品については、備品登録を行い適切に管理すること。</p>	<p>6月17日に課内研修を行い、飯塚市物品管理規則に基づいた、適切な事務処理、支出を行なうよう注意した。</p> <p>また、購入物品については、備品登録を行い適切に管理することとした。</p>

穂波支所経済建設課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 設計書の作成について</p> <p>業務委託契約事務取扱要領では、仕様書及び設計書の作成は「設計図書の配布及び請書の一部としても使用するため、業務の内容を十分網羅して作成すること。」とされている。</p> <p>しかしながら、「飯塚工業団地内管理地その他伐採委託業務」において、業者決定・契約締結後に2度の契約変更を行っており、1度目の変更理由は「①伐採困難な場所があったため伐採箇所を変更する。②刈り草の持ち出し困難な箇所があったため持ち出しなしに変更する。」とし増額変更を行い、2度目の変更理由は「変更した伐採箇所と他1箇所の伐採面積を変更する。」として増額変更を行っていた。所管課に確認すると設計書作成のため現地確認を行った際、伐採箇所の状況把握が不十分であったとの回答を得た。</p> <p>今後は、設計金額の正確性、妥当性及び契約事務手続きの透明性を確保するためにも、現地確認等を十分に行い、適切に設計を行うとともに安易に契約変更を行わず適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>設計金額の正確性、妥当性及び契約事務手続きの透明性を確保するための措置として、設計書作成に係る現地確認を行う際には、設計事務を担当する技術職員及び契約事務を担当する事務職員の複数名で行うことにより、状況把握を十分に行い、適切に設計及び適正な契約事務を行うこととした。</p>
<p>2 主任技術者届の提出について</p> <p>業務委託契約事務取扱要領【設計金額50万円以下】によれば、契約金額が50万円以下の案件は、「主任技術者届」を省略できるが、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、「主任技術者届」と免状等の写しを</p>	<p>6月17日に課内研修を行い、業務委託契約事務取扱要領を遵守し契約事務を行うよう注意した。</p> <p>なお、令和4年度各所市営住宅消防設備等保守点検委託については、年度当初</p>

<p>提出させ確認を行うこと。」とされている。 しかしながら、各所市営住宅消防設備等保守点検委託において、仕様書に有資格者（消防設備士又は、消防設備点検資格者）に点検させるとしているものの、主任技術者届等を提出させていなかった。 早急に主任技術者届等の提出をさせるとともに、今後は同要領を遵守し契約事務を行うこと。</p>	<p>より主任技術者届等を適正に提出させている。</p>
<p>3 証明書の発行について 飯塚市文書管理規程第 42 条第 2 項によれば、「2 公印を押印する施行文書は、決裁文書に基づいて発せられたことを証するため、当該決裁文書と契印しなければならない。（略）」とされている。 しかしながら、農業委員会事務局分室（穂波支所経済建設課）が耕作面積証明書を発行する際に、契印を押印していなかった。 今後、飯塚市文書管理規程に基づき、適切に処理すること。</p>	<p>6月17日に課内研修を行い、飯塚市文書管理規程に基づいた適切な処理を行うよう注意した。</p>

筑穂支所市民窓口課【局長指摘事項】

<p>検 討 改 善 事 項</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>1 庁舎清掃等管理委託業務について 仕様書で指示した水質検査内容と、業者から提出された水質検査結果書の内容に相違があったため、現行法令を確認したところ、仕様書の検査内容が現行法令に即していなかった。 また、空気環境測定業務についても、仕様書で指示した測定方法の項目名と、法令で定められた測定方法の項目名が異なっていた。 仕様書の内容を法令に即した内容に訂正するとともに、適正に完了検査を実施すること。</p>	<p>水質検査内容については、現行法令を確認し、仕様書の内容の訂正を行った。 また、空気環境測定業務についても、法令で定められた測定方法に仕様書の内容の訂正を行った。 今後は、適正に完了検査を実施する。</p>
<p>2 しゅん工検査について 筑穂支所玄関入口付近照明灯取付工事のしゅん工検査において、検査の際に建設業退職金共済掛金確認書が未提出であり、共済掛金の納付確認ができなかったにもかかわらず工事の完了を認めていた。</p>	<p>今後は、契約事務取扱要領により、しゅん工届の際には、提出書類の確認を徹底し、適切に事務処理を行う。</p>

<p>後日、建設業退職金共済掛金確認書が提出され、請負代金の支払い前には共済掛金の納付は確認できたが、本来であれば、共済掛金確認書の提出を含め完了を認めるべきであったと思料する。</p> <p>今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。</p>	
--	--

庄内支所経済建設課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 修繕の発注について</p> <p>(1) 排水路の修繕について</p> <p>飯塚市契約事務取扱要領によれば、50万円以上の修繕を行う際は、契約課の入札案件と規定されている。</p> <p>有安地区において、下記のとおり修繕を発注していた。</p> <p>有安排水路土留柵修繕 落札額 489,500円 見積日：1月24日 完成日・検査日：3月14日</p> <p>有安地区排水路修繕 落札額 440,000円 見積日：2月7日 完成日・検査日：3月14日</p> <p>これらの修繕は、それぞれ異なる名称は付されているものの、位置図における修繕箇所は隣接し、2件とも同じ業者が落札しており、業務の着手日に2週間の開きはあるが、修繕の期間はほぼ同一時期である。また、両修繕の合計金額は929,500円で、添付されている写真は同時期に撮影されたものと推認される。</p> <p>このように、当該修繕を2つに分割した合理的理由が不明瞭であり、当該業務は同一箇所の修繕として契約課での入札案件とすることが通常の在り方と思料される。</p> <p>なお、入札の機会を失うことにより、経済性、合理性、透明性が確保されているか疑義が生じやすいことから、今後、修繕を行う際は、予算や期間等を勘案し計画的に行い、適切な発注を行うこと。</p>	<p>課内会議において、伝票の切り分けなどの不適切な事務処理について注意喚起をし、飯塚市契約事務取扱要領を全職員が確認しながら適切に処理することを徹底させた。</p>

<p>(2) 河川護岸の修繕について</p> <p>飯塚市契約事務取扱要領によれば、1 件 5 万円以上 50 万円未満の修繕を行う際は、3 者以上の業者から選考することと規定されている。</p> <p>一部河川護岸の修繕において、「汐井川護岸洗堀修繕 49,500 円 R4.1.14 完了」と「多田地区河川護岸修繕 44,000 円 R4.2.3 完了」を同一業者に発注を行っているが、関係書類を確認したところ、同一箇所であり、また作業状況の写真が全て同一のものであったため同時に作業したものと推認される。これは合計金額が 5 万円以上となるものにつき、見積り比較が不要となるよう切り分けたものであると思料する。</p> <p>今後は適正な事務処理を行うこと。</p>	
<p>2 主任技術者届について</p> <p>業務委託契約事務取扱要領【設計金額 50 万円以下】によれば、「契約金額が 50 万円以下の案件は、「主任技術者届」を省略できるが、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、主任技術者届と社会保険証の写し等の雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させ確認を行うこと」とされている。</p> <p>しかしながら、若草住宅消防設備保守点検委託業務及び大坪住宅等消防設備保守点検委託業務において、仕様書には、委託内容として消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく検査及び点検を行うこととされており、特定の資格を有する者が点検を行わなければならないものであるが、主任技術者届と雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させていなかった。</p> <p>早急に主任技術者届と雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させるとともに、今後は同要領を遵守し、契約事務を行うこと。</p>	<p>令和 3 年度に業務委託契約事務取扱要領の一部変更を確認しておらず、例年通り処理していた。課内会議において、同要領を含めた毎年度更新される規定等も含めて、内容を確認し適切に処理することを徹底させた。</p>
<p>3 証明書の発行について</p> <p>飯塚市文書管理規程第 42 条第 2 項によれば、「2 公印を押印する施行文書は、決裁文書に基づいて発せられたことを証するため、当該決裁文書と契印しなければならない。(略)」とされている。</p> <p>しかしながら、農業委員会事務局分室（庄</p>	<p>課内会議において、飯塚市文書管理規程に基づき、適切に処理することを徹底させた。</p>

<p>内支所経済建設課) が耕作面積証明書を発行する際に、契印を押印していなかった。</p> <p>今後、飯塚市文書管理規程に基づき、適切に処理すること。</p>	
---	--

顛田支所市民窓口課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 消防設備保守点検委託業務について</p> <p>顛田支所消防設備保守点検委託業務において、仕様書には業務内容について、「消防法第 17 条の規定に基づき、資格技術員による点検を行うこと」とされているが、同法を確認したところ、点検については第 17 条の 3 の 3 に規定されていることから、仕様書を作成する際は、法令の確認を行うこと。</p> <p>また、業務委託契約事務取扱要領【設計金額 50 万円以下】によれば、業務の履行にあたって資格等を要する業務については、主任技術者届と社会保険証の写し等の雇用関係確認書類及び免状等の写しを提出させ確認を行うこととされているため、業務の履行に資格等が必要であれば、主任技術者届等の提出が必要であると思料する。</p> <p>仕様書の内容を法令に即した内容に訂正するとともに、同要領を遵守し、契約事務を行うこと。</p>	<p>仕様書の業務内容について、6月21日までに法令に即した内容の確認を行い、「資格技術員」を削除し、「第17条の3の3」に訂正した。</p>

顛田支所経済建設課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 修繕の発注について</p> <p>飯塚市契約事務取扱要領によれば、1件5万円以上50万円未満の修繕を行う際は、3者以上の業者から選考することとされている。</p> <p>しかしながら、市営住宅等に係る修繕において、同一時期に発注した合計金額が5万円以上となるものについて、見積り比較が不要となるよう一伝票を5万円未満とし、複数の請求書により伝票を切り分けて支払いを行っていたものが散見された。</p> <p>今後は、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>4月20日の朝礼及び4月25日の課内会議において伝票の切り分けなどの不適切な事務処理について注意喚起をし、飯塚市契約事務取扱要領を用いて研修を行った。</p>

<p>2 支出科目について</p> <p>市営住宅の駐車場ポールの取付け修繕として駐車場にポールを新設し修繕料より支出しているが、新たに設置したものであることから工事請負費での支出が適切であると思料する。</p> <p>【ポール新設を修繕料より支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新立団地 A 棟駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕 ・新立団地 B 棟駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕 ・桜が丘団地 202 号駐車場ポール蓋つきサヤ管取付け修繕 <p>また、「古堤・赤岸線道路灯取替修繕」として老朽化した道路灯撤去及び設置を修繕料より支出しているが、その施工内容は、既設の道路灯を撤去した後、銅管柱建柱のため掘削し新たに設置したものであることから工事請負費での支出が適切であると思料する。</p> <p>今後、予算執行の際はその内容について確認を行い、適切な科目にて支出すること。</p>	<p>4月25日の課内会議において、新設で構造物を設置する際には少額でも工事請負費で支出することを確認した。</p> <p>また、今後については執行何の段階で適切な予算執行がなされているかどうかを主担当と副担当とで確認し、不適切な科目にて支出していないかのチェックを行う。</p>
<p>3 諸証明書発行事務について</p> <p>諸証明書発行手数料の徴収については、飯塚市手数料条例第4条に「手数料は、事務執行の請求を受けたとき徴収する。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、令和4年2月14日に申請を受けた63名分の耕作面積証明書については、申請時ではなく、発行処理後の3月9日に手数料を徴収していた。</p> <p>また、発行処理後に証明書が不要となったとの理由により、本来であれば申請者63名分を徴収すべきものを、不要となった2名分を除く61名分を徴収していた。</p> <p>今後、耕作面積証明書を発行し手数料を徴収する際は、飯塚市手数料条例を遵守し、事務を適切に行うこと。</p>	<p>4月25日の課内会議において、耕作面積証明書等の諸証明書を発行する際には申請時に手数料を徴収することを徹底させた。</p>